

**令和元年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費について**

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当については、次のとおりです。

(歳入)

・引上げ分の地方消費税交付金額(社会保障財源化分) **84,145千円**

(歳出)

・引上げ分の地方消費税交付金を充てた社会保障施策に要する経費 **509,948千円**

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	自立支援介護給付費	261,700	182,024	0	0	21,255	58,421
	小計	261,700	182,024	0	0	21,255	58,421
社会保険	介護保険特別会計繰出金	216,480	10,633	0	0	54,913	150,934
							0
	小計	216,480	10,633	0	0	54,913	150,934
保健衛生	乳幼児・子ども医療扶助	31,768	1,867	0	0	7,977	21,924
							0
	小計	31,768	1,867	0	0	7,977	21,924
合計		509,948	194,524	0	0	84,145	231,279

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。